

原議保存期間	30年(令和37年3月31日まで)
有効期間	一種(令和37年3月31日まで)

警察庁丁運発第76号
令和7年3月10日
警察庁交通局運転免許課長

各管区警察局広域調整担当部長
警視庁交通部長
各道府県警察本部長
各方面本部長
(参考送付先)

警察大学校交通教養部長
科学警察研究所交通科学部長

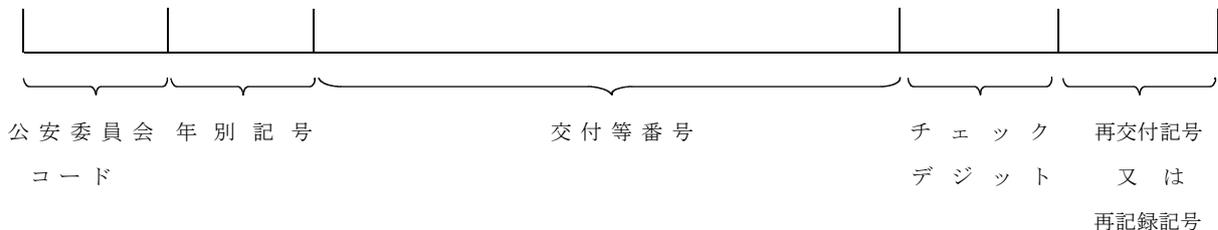
運転免許証の番号等の形式及び内容について（通達）

運転免許証の番号の形式及び内容については、「運転免許証の番号の形式及び内容について」（昭和56年9月10日付け警察庁丁運発第105号）に基づき運用されているところであるが、この度、道路交通法の一部を改正する法律（令和4年法律第32号）の施行に伴い、免許情報記録個人番号カード（以下「マイナ免許証」という。）に関する規定が整備され、新たに免許情報記録の番号が定められたことから、下記のとおり所要の改正を行い、令和7年3月24日から運用することとしたので、事務処理上遺漏のないようにされたい。

なお、前記通達は、同日をもって廃止する。

記

- 新規免許証に係る運転免許証の番号及び新規免許情報に係る免許情報記録の番号
運転免許（仮運転免許を除く。以下「免許」という。）を現に受けていない者（特定失効者又は特定取消処分者であって、受けようとする免許に係る運転免許試験について、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第97条の2第1項第3号又は第5号に該当して、同項の適用を受けるものを除く。以下同じ。）に対して法第92条第1項の規定により交付する免許証（以下「新規免許証」という。）に係る免許証の番号及び免許を現に受けていない者に対して法第95条の2第3項の規定により記録する特定免許情報（以下「新規免許情報」という。）に係る免許情報記録の番号の形式はいずれも12桁の数字とし、その内容は次のとおりとする。



(1) 公安委員会コード

交付公安委員会又は記録公安委員会を表示する2桁の数字で、「警察共通基盤システムによる運転者管理システム実施細則の制定について（通達）」（令和7年3月10日付け警察庁丁運発第112号、丁技企発第171号）別添2業務コード表1都道府県（方

面) 公安委員会名コードによるものとする。

(2) 年別記号

交付年又は記録年(以下「交付年等」という。)を表示する2桁の数字で、交付年等に該当する西暦の下2桁とする。

(3) 交付等番号

交付年等ごとの一連番号を表示する6桁の数字とする。ただし、新規免許証の交付と同時に新規免許情報を記録する場合は、当該新規免許証に係る交付等番号と同一の番号を当該新規免許情報に係る交付等番号とする。

(4) チェックデジット

公安委員会コード、年別記号及び交付等番号に基づいて、「モジュラス11」の計算方式により算出した1桁の数字とする。

(5) 再交付記号又は再記録記号

12桁目は、新規免許証にあつては再交付記号、新規免許情報にあつては再記録記号を表示する1桁の記号であり、新規免許証及び新規免許情報については、「0」とする。

2 新規免許証の交付以外の免許証の番号及び新規免許情報以外の特定免許情報に係る免許情報記録の番号

(1) 免許証の交付又は特定免許情報の記録を行う場合

更新、併記等に伴い、新規免許証以外の免許証の交付、又は新規免許情報以外の特定免許情報の記録((2)アの特定免許情報の再記録を除く。)を受けようとする者に対し、新たに交付する免許証の番号又は記録する特定免許情報に係る免許情報記録の番号は、その者が直近において有していた新規免許証に係る免許証の番号又はその者が直近において記録を受けていた新規免許情報に係る免許情報記録の番号と同一のものとする。ただし、当該新規免許証を交付し、又は当該新規免許情報を記録した後、(2)に基づき再交付記号又は再記録記号を繰り上げている場合は、12桁目については、当該繰り上げた後の再交付記号又は再記録記号を引き継ぐものとする。

(2) 免許証の再交付又は特定免許情報の再記録を行う場合

ア 基本的考え方

免許証の再交付、又は特定免許情報の再記録(かつてマイナ免許証を有していた者であつて当該マイナ免許証に係る免許情報記録の抹消を受けることなく、新たなマイナンバーカードの交付を受けた者に対する特定免許情報の記録をいう。以下同じ。)を受けようとする者に対し、新たに再交付する免許証の番号又は再記録する特定免許情報に係る免許情報記録の番号の上11桁は、その者が直近において有していた免許証の番号又はその者が直近において記録を受けていた免許情報記録の番号と同一とし、12桁目については、以下の考え方に基づき、繰り上げるものとする。

(ア) 再交付記号

亡失又は滅失を理由とする免許証の再交付を行う場合は、再交付記号を繰り上げることとする。具体的には、再交付回数1回の場合は「1」とし、以下再交付の回数に応じて1を加えた数を再交付記号として表示する(再交付の回数

が10回の場合その他の再交付記号は「10」となる場合は、再交付記号をリセットし「1」とした上で、以下再交付の回数に応じて1を加えることとする。）

(イ) 再記録記号

特定免許情報の再記録を行う場合は、再記録の事由を問わず一律に再記録記号を繰り上げることとする。

なお、再記録記号の数字の表記は再交付記号に倣うこととする。

イ 再交付記号又は再記録記号の繰上げに係る留意事項

再交付記号及び再記録記号について適切な運用がなされるよう、以下に掲げる申請があった場合には、それぞれ以下に掲げるとおりに対応すること。

(ア) 法第95条の2第11項の規定による免許証の交付を申請する者の提出する運転免許証交付申請書（道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）別記様式第17の5）に、免許証の紛失等の事情がある旨が記載されている場合

このような場合は新たに交付する免許証に係る再交付記号を繰り上げる必要があるが、警察共通基盤システムによる運転者管理等業務（以下「運転者管理システム」という。）に登録されている保有状況が「マイナ免許証のみ」となっていることにより、正常に「再交付登録」を行うことができないことから、運転者管理システムにおいて一度「保有状況変更登録」を行い、申請者の希望に従い「2枚持ち」又は「免許証のみ」としてから、「再交付登録」を行うことにより再交付記号を繰り上げること。

(イ) 特定免許情報の記録を申請する者の提出する特定免許情報記録申請書（府令別記様式第17の2）の「免許情報記録個人番号カードの紛失等の事情の有無欄」に紛失等の事情がある旨が記載されている場合

このような場合は新たに記録する特定免許情報に係る再記録記号を繰り上げる必要があることから、運転者管理システムにおいて「再交付登録」を行うことにより再記録記号を繰り上げること。また、運転者管理システムに登録されている保有状況が「免許証のみ」となっている場合は、正常に「再交付登録」を行うことができないことから、運転者管理システムにおいて一度「保有状況変更登録」を行い、申請者の希望に従い「2枚持ち」又は「マイナ免許証のみ」としてから、「再交付登録」を行うことにより再記録記号を繰り上げること。